

令和7年7月18日運用開始

開発許可による盛土規制法のみなし許可について

新潟市は**令和7年7月18日**に規制区域を指定し、**盛土規制法の運用を開始**します。
運用開始後は、都市計画法の開発許可が盛土規制法の許可対象規模となる場合、
盛土規制法の許可を受けたものとして扱われます。（みなし許可）

みなし許可の場合の留意事項

開発許可申請の審査内容が変わります

みなし許可の場合、都市計画法の技術基準に加え、**盛土規制法の技術的基準**にも**適合**する必要があります

設計者の資格が必要となる場合があります

以下の設計を行う場合は、盛土規制法施行令第22条で定める**有資格者が設計**する必要があります。

- ・高さが5mを超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における雨水等排水施設の設置

中間検査・定期報告・標識掲示の手続きがあります

該当する工事の規模の場合は**中間検査**が必要となります（中間検査申請先：都市計画課、要手数料）
定期報告、**標識掲示**が必要となります（定期報告提出先：都市計画課）

適用時期について

令和7年7月18日以降に着手する工事に適用されます。

以下のような場合は注意が必要です。

【注意が必要な例】

- ・開発許可を受けたが、令和7年7月18日時点で**工事未着手のもの**
→みなし許可が適用されず、**別途、盛土規制法の許可が必要**です
- ・令和7年7月18日時点で、**開発許可申請中**のもの
→みなし許可が適用され、盛土規制法の**技術的基準に適合**する必要があります。

運用開始時に施行中の開発許可について

開発許可を受けて令和7年7月17日までに工事着手するものは、**8月8日までに届出が必要**です。

お問い合わせ

新潟市役所 都市政策部 都市計画課 開発審査・景観担当

住所 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

電話 025-226-2825

メール tokei@city.niigata.lg.jp

